

奈良県市町村がん検診精度管理要領

1. 目的

この要領は、県内市町村が実施するがん検診の基本的な精度管理方法を定めることにより、がん検診の精度の向上を図ることを目的とする。これにより、早期のがんを可能な限り多く発見し、同時に不必要な精密検査を減らすことを目指す。

2. 実施主体

県が、市町村、検診実施機関、精密検査医療機関の協力を得て実施する。
実施に当たっては、奈良県がん予防対策推進委員会の意見を参考とする。

3. 対象者

精度管理の対象は、下記のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 検診実施機関
- (3) 精密検査医療機関
- (4) 奈良県

4. 精度管理調査の実施

県は、全ての市町村と全ての検診機関（委託形態に関わらず、集団検診・個別検診を実際に行う個々の検診機関（医療機関）のこと）に対し、精度管理調査を実施する。

(1) 市町村

市町村に対し、国立がん研究センターが実施する市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査について市町村の結果を把握する。

(2) 検診機関

県は、検診機関に対し、がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査、精度管理指標数値の調査等、各調査を実施する。

(3) 県

県は、各市町村および検診実施期間の精度管理を行うにあたり、適切なデータ把握や体制整備を実施しているか否かを評価する目的で自己点検のための調査を行う。

なお、上記（１）～（３）で実施する調査項目等は、国の「~~がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針~~」の「~~今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について~~」（~~がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）~~）。以下「~~報告書~~」（~~う。~~）で示された「事業評価のためのチェックリスト」等の項目に準ずる。

5. 結果の評価と公表

各調査の結果は、別で定める評価基準に基づき、評価する。

その結果等は、市町村及び検診機関へフィードバックするとともに、奈良県がん予防対策推進委員会で報告し、県ホームページに公表する。

6. 精密検査医療機関の登録

県は、以下の手順に沿って、がん検診の種類毎に精密検査医療機関の登録を行う。

- ①医療機関から精密検査医療機関としての登録申請があった場合、がん検診の種類毎に委員会の定めた市町村がん検診における精密検査医療機関の基準【別紙1】に合致するかどうかについて、委員会の関係する委員の意見を聞いた上で、精密医療機関として登録する。なお登録方法については【別紙2】の方法による。
- ②県は、定期的に精密検査医療機関の現況を把握し、精密検査医療機関の更新を行うこととする。

(附則)

この要領は平成23年4月1日より施行する。

この要領は平成24年4月1日より施行する。

この要領は平成25年4月1日より施行する。

この要領は平成27年8月1日より施行する。

この要領は平成30年10月1日より施行する。

この要領は令和3年7月7日より施行する。

この要領は令和7年4月1日より施行する。

市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

【別紙１】

基本的条件（各がん共通）	その他必要条件	
① 確定診断ができること。 ② 受診者に結果説明ができること。 ③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。 ④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成２０年３月３１日付厚生労働省健康局長通知 健発第０３３１０５８号）」の内容に従えること。 ⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。	胃 が ん	① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。） ② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 関連学会の研修会等に出席すること。
	大腸がん	① 全大腸内視鏡検査が実施できること。 またはＳ状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。 ※注腸エックス線検査のみは認められない。 （新規登録医療機関は、全大腸内視鏡検査が実施できることを必須とする） ② ①の実施にあたっては、十分な精度管理のもと専門の医師により実施できること。
	子宮がん	① コルポスコープ検査が実施できること。 ② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） ④ 日本産婦人科学会専門医がいること。
	乳 が ん	① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。 ② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテゴリー３以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。 ③ 超音波検査が実施できること。 ④ マンモグラフィによる検査が実施できること。 ⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む） ⑥ MRI・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）
	肺 が ん	① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可） なお、放射線科専門医による読影が望ましい。 ② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）